

令和4年度 三重県留置施設視察委員会

(留置業務管理者に対する意見と措置結果)

三重県警察本部

1 留置施設視察委員会設置 の趣旨

平成19年6月1日施行の「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、警察署留置施設運営の透明性と被留置者の適正な処遇を確保するため、三重県警察本部に「三重県留置施設視察委員会」が設置されております。

2 委員会の組織 委員の身分

委員会は4名の委員(法律関係者、医療関係者、地域の有識者等)で組織されており、身分は非常勤の地方公務員となります。

3 委員会の権限等

委員会は、警察署の留置施設を視察し、運営に関して留置業務管理者(警察署長)に意見を述べることができます。

また、必要があると認めるときは、留置業務管理者に対し、被留置者との面接の実施について協力を求めることができます。

4 委員会の活動状況

令和4年度中、5回にわたり委員会の活動を行い、8警察署の留置施設を視察しました。

視察結果等を踏まえ、委員会として留置業務管理者に対し31件の提言を行いました。

5 留置施設視察委員会の 意見及び措置

【施設設備関係】

- **意見 1**

一部の居室及び保護室から日課時限の
掲示が見えにくいため改善されたい。

(5施設)

～措置～

新たに日課時限を記載した掲示物を作成し、各居室から確認できるように掲示しました。

- **意見 2**

保護室に遵守事項、日課時限を掲示されたい。

(1施設)

～措置～

保護室に遵守事項、日課時限を掲示しました。

- **意見 3**

外国人被留置者への対応として遵守事項、日課時限に外国語の記載を検討されたい。
(4 施設)

～措置～

外国語記載の遵守事項等を作成し、掲示しました。

- **意見 4**

時計が見えにくい居室があるため、増設を検討されたい。
(1 施設)

～措置～

時計を増設し、各居室から見える位置に設置しました。

- **意見 5**

浴室の監視窓から洗い場部分が死角になっているため、事故防止の対策を講じられたい。 (2施設)

～措置～

1施設については、入浴用の椅子の高さを約1.5倍の高さの椅子に変更し洗い場部分を監視可能にしました。

1施設については、監視可能な位置に洗い場を移動させました。

また、監視窓の防曇措置を施し、入浴中の動静監視を更に強化しました。

- **意見 6**

**居室内トイレの洋式化を検討されたい。
(1 施設)**

～措置～

庁舎改修等の機会に改善措置を検討します。なお、必要時には据え置き式の洋式便座を設置し対応しています。

- **意見 7**

浴室のカビ、臭い等があるため、衛生上必要な措置を講じられたい。(2 施設)

～措置～

カビを除去し、定期的な清掃及び換気により、衛生の保持に努めます。

- **意見 8**

布団収納場所にすのこを設置するなど、通気性の確保に配慮されたい。

(2 施設)

～措置～

1 施設は、全ての布団収納場所にすのこを設置しました。

1 施設は、令和 5 年度中に設置を予定しています。

- **意見 9**

保護室内壁の材質が固く、安全性に欠けるため、柔らかい素材で保護するなどの改善措置を検討されたい。(1 施設)

～措置～

施設改修が必要なことから、改修に係る予算化も含めて検討します。

自傷行為等には戒具を使用する等して対応します。

・意見10

保護室兼用居室は、段差、突起物、死角を減らすように工夫されたい。

(1 施設)

～措置～

庁舎改修等の機会に改善措置を検討します。

監視体制を強化して事故防止に努めます。

・意見11

留置場内が暗いため、必要な措置を講じられたい。

(3 施設)

～措置～

照明設備のLED化工事を実施しました。

- **意見 1 2**

浴室の蛇口について、留置事故を誘発するおそれや、取り外すと凶器になるおそれがある形状が認められたため、形状の変更を検討されたい。

(3 施設)

～措置～

庁舎改善等の機会に改善措置を検討します。

被留置者が入浴中の動静監視を更に強化することで対応します。

- **意見 1 3**

洗面所に鏡を設置されたい。

(1 施設)

～措置～

各洗面所に鏡を設置しました。

- **意見 1 4**

面会室の椅子が消毒できない材質で汚れが目立つため、容易に消毒できる材質に変更するなど、衛生面を改善されたい。

(1 施設)

～措置～

消毒可能な材質のパイプ椅子に変更しました。

- **意見 1 5**

居室内の煙探知機がアクリル板の中にあるため、有効に機能するかを確認し、必要であれば改善されたい。(1施設)

～措置～

消防設備点検において、アクリル板が設置されている状況で有効に機能していることを確認しました。

【処遇衛生関係】

• 意見 1

運動場が狭く特殊な形をしていることから、体操についての掲示をする等して運動を促すような工夫をされたい。

(1 施設)

～措置～

運動場にストレッチの説明写真を貼付し、体操を促す取組を行いました。

• 意見 2

自弁物品のリストが他署と比較して少なく、自弁糧食も注文できないことから対応可能な業者を検討されたい。

(1 施設)

～措置～

自弁物品は、業者と物品追加について協議しています。

自弁糧食は、対応可能な業者を選定しています。